

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年2月24日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

地域包括支援センター職員研修事業委託業務

(2) 業務の目的・概要

地域包括ケアシステムの深化・推進のための中核機関である地域包括支援センターが行う事業に対応できるように、道が広域的な支援としてセンター職員を対象とした研修を行い職員の資質の向上を図る。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

2 業務の内容

(1) 地域包括支援センター職員研修

ア 研修内容

(ア) 対象者 地域包括支援センター職員等

(イ) 開催地 振興局単位で開催（合同開催も可）

(ウ) 講義時間 各8時間程度

イ 主なカリキュラム

(ア) 初任者向け 地域包括ケアシステムの構築、高齢者の権利擁護等

(イ) 現任者向け 介護予防ケアマネジメントの手法、認知症施策等

(2) 介護予防ケアマネジメント従事者研修

ア 研修内容

(ア) 対象者 指定介護予防支援事業所職員等

(イ) 開催地 道内7か所程度

(ウ) 講義時間 5時間以上

イ 主なカリキュラム（以下の内容を複数含むものとする）

- ・地域包括支援センターの概要
- ・介護予防ケアマネジメントの基本的考え方
- ・予防給付サービスと地域支援事業における介護予防事業について
- ・相談・面接の技法

(3) 上記（1）、（2）共通事項

ア 開催期日は道と受託事業者が協議して決定する。

イ テキストは、受託団体または科目ごとに担当講師が用意する。

ウ 受講料及びテキスト代は徴収しない。

エ 研修実施後は、受講者に対してアンケートを実施し、取りまとめるとともに、可能な限り次回以降の研修に反映するよう努める。

オ 開催か所ごとに事業終了後、道に実施結果を報告するとともに、一連の事業終了後、道に実施結果を報告する。

3 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単体の事業者（法人又は個人を含む。）又は複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 次の全ての要件を満たしていること。なお、コンソーシアムにあっては、構成員の一部がキの要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 北海道の競争入札参加資格指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付局総第461号）第2第1

項の規定による指名の停止を受けていないこと。または、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- ・ 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- ・ 法人が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ・ 消費税及び地方消費税

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 道内に拠点を有する法人又は個人であること。

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

4 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、別途指示する参加表明書を提出し、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 令和4年3月4日（金）午後5時（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

※ 持参の場合は平日の午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

郵便番号 060-8588

住所 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎6階）

北海道保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課 介護運営係（担当：小田桐）

電話番号（係直通）011-204-5176（代表）011-231-4111（内線25-667）

FAX 011-232-8308

(2) 添付書類

参加表明書には、次の資料を添付すること。（コンソーシアムにあっては全ての構成員）

ア 商業登記簿、法人登記簿など会社又は事業所の所在地及び資本金が確認できる資料

イ 次に掲げる税に関する納税状況を証明する書類

- ・ 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- ・ 法人が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ・ 消費税及び地方消費税

※地方消費税の納税証明書は税務署で交付されます。

ウ 暴力団員等に該当しない（今後これらの者とならない）旨の誓約書

エ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）を証明する書類の写し

- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(3) 公募型プロポーザル方式への参加資格審査を行ったときは、審査結果を通知し、これを満たす者に対して、企画提案書の提出を要請する。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和4年3月28日（月）午後5時（必着）

(2) 提出方法 4（1）イに同じ

(3) 提出場所 4（1）ウに同じ

6 参加表明書、企画提案説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間 令和4年2月24日（木）～ 令和4年3月28日（月）

(2) 交付場所 4（1）ウに同じ（北海道のホームページからもダウンロード可）

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 企画提案の選考基準

- (1) 事業者の業務遂行能力
- (2) 企画提案の内容

9 最良の提案をした者の選定方法

提案者に対するヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書进行评估し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

なお、提出者が5名を越える場合は、書類選考を行う場合がある。

10 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

11 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

郵便番号 060-8588

住所 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎6階）

北海道保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課 介護運営係（担当：小田桐）

電話番号（係直通）011-204-5176（代表）011-231-4111（内線 25-667）

FAX 011-232-8308

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) ヒアリングの日時、場所は別途通知する。ただし、提案者が5名を超える場合は、書類選考を行う場合がある。

- (4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

- (5) 審査結果及び特定者名は公表とする。

- (6) 契約保証金

契約金額の百分の十以上とするが、免除する場合がある。

- (7) その他詳細は、企画提案説明書、委託業務指示書による。

13 留意事項

本プロポーザルは、令和4年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び予算額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。

その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わない場合がある。